

2025年5月

お客様各位

福岡ひびき信用金庫

投資信託 電子サイン取引の導入に伴う規定・約款等の制定及び改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、投資信託業務において電子サイン取引を導入することといたしました。それに伴い、令和7年5月20日から規定・約款等を下記の通り制定および改定させていただきます。

改定後の新规定等は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください

記

1. 制定および改定日

令和7年5月20日

2. 制定する規定

電子サイン取引規定

3. 改定する規定・約款等

- ・ 投信取引約款
- ・ 特定口座約款
- ・ 非課税口座約款
- ・ 自動けいぞく（累積）投資約款
- ・ ひびしん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定

4. 改定内容

電子サイン取引導入に伴う改定

5. 新旧対照表は以下の通りです。

（下線部が変更箇所）

新	旧
<p><投信取引約款></p> <p>第1章 投信取引</p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) 当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引(以下「投信取引」といいます。)について、お客様と福岡ひびき信用金庫(以下「当金庫」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(略)</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、<u>法令およびこの約款に定めがある場合を除き、電子サイン取引規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</u></p> <p>以下省略</p> <p><特定口座約款></p> <p>第1章 総則</p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、<u>投信取引約款、自動けいぞく(累積)投資約款、特定口座約款、電子サイン取引規定および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</u></p> <p>以下省略</p> <p><非課税口座約款></p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、</p>	<p><投信取引約款></p> <p>第1章 投信取引</p> <p>1. (約款の趣旨)</p> <p><u>(追加)</u>当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引(以下「投信取引」といいます。)について、お客様と福岡ひびき信用金庫(以下「当金庫」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>以下同左</p> <p><特定口座約款></p> <p>第1章 総則</p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、<u>他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。</u></p> <p>以下同左</p> <p><非課税口座約款></p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項について</p>

新	旧
<p>法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款、<u>電子サイン取引規定</u>および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p>以下省略</p> <p><自動けいぞく投資（投資）約款></p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、福岡ひびき信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「福岡ひびき信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、<u>電子サイン取引規定</u>、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>以下省略</p> <p><ひびしん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定></p> <p>1～9（略）</p> <p>10.（その他）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「福岡ひびき信用金庫投信取引約款」、「<u>電子サイン取引規定</u>」および上記2.に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p>	<p>は、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款（<u>追加</u>）および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p> <p>以下同左</p> <p><自動けいぞく投資（投資）約款></p> <p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、福岡ひびき信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「福岡ひびき信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、<u>（追加）</u>個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>以下同左</p> <p><ひびしん投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定></p> <p>1～9（同左）</p> <p>10.（その他）</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「福岡ひびき信用金庫投信取引約款」、「<u>（追加）</u>上記2.に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p>

新	旧
<p>11. (規定の変更)</p> <p>この<u>規定</u>は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。</p> <p>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>11. (規定の変更)</p> <p>この<u>約款</u>は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。</p> <p>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上